

## 2015 年 5 月 12 日 参議院外交防衛委員会 岸田文雄外相答弁

御指摘のように、四月七日の本委員会の質疑の中で藤田委員の方から、過去の日韓会談の際に、朝鮮半島出身の B C 級戦犯について、いつどのような内容で協議をしたのか、こうした御質問をいただきました。そして、私の方から、その時点で外務省において把握している限りにおいては、御指摘のような協議を行った事実、あるいは韓国政府から対応を求められた事実、こうした事実は確認されていない、このように答弁をさせていただきました。

その後、この記録、数万ページに及んでおりますが、この記録改めて精査をいたしました。そして、その中で、現時点において、一九五三年のこの記録の中に二件御指摘の点に触れた部分があるということについて確認をいたしました。一九五三年五月二十九日 (①)、そして一九五三年六月十八日 (②) の議事録の中に御指摘の点に触れた部分が存在いたしました。

① 2015 年 5 月 12 日の参・外防委で当時の岸田大臣が言及した 2 件の記録は下記のとおりです。

○昭和 28 年 5 月 29 日に開催された第三回国籍処遇関係部会について  
「洪局長はその際、韓国人戦犯に対する日本側の扱いには腑に落ちない点が多くあり、戦犯者は在日韓人の特殊性を最も良く現している旨述べ、これに関する意見の応酬が若干行われた。」

○昭和 28 年 6 月 18 日に開催された請求権関係専門家協議会について  
「韓人たる戦犯者（巣鴨に拘禁中の者二十七人）の留守家族等に対する援護はどうなっているかについて、従来特別未帰還者給与法によって支給されていた韓人家族援護金は、今国会提出予定の「未帰還者留守家族等援護法」（附則第二六項）によっても、当分の間、従前通り支給されることになっている旨回答した。」

②なお、その後に追加で判明した議事録はございません。

## 今年こそ、外国籍BC級戦犯者問題の立法解決の実現を

戦後80年になります。韓国・朝鮮人元BC戦犯者らが組織した「同進会」の結成からも70年が経過しました。

70年前の1955年4月1日に東京・巣鴨刑務所(旧カモプリスン)で韓国・朝鮮人のBC級戦犯者らが「韓国出身戦犯者同進会」を結成し、早期釈放・待遇改善・生活保障・遺骨送還・国家補償を日本政府に求めて運動を始めました。(※「台湾出身戦犯者同志会」結成は1958年)

長年にわたってこの運動の象徴的存在だった「同進会」会長の李鶴来さんが逝去されてから4年が経ちましたが、李鶴来会長の宿願でした「特定連合国裁判被拘禁者特別給付金支給法案」はまだ国会に提出されていません。問題解決にあまりに時間がかかっています。

この問題は法律や条約・協定の狭間、国と国との狭間、歴史の隙間に落ちたままの歴史的な人権問題で、裁判所も不条理を認め、立法による解決を促しています。

韓国・朝鮮・台湾の青年ら(当時は日本人)が、日本のために捕虜監視員などとして働き、日本の捕虜政策の責めを負わされ、ある者は処刑され、ある者は長期にわたり懲役刑に処せられました。そのために自殺に追い込まれた遺家族もありました。罪を償って、出所した後も、わずかな出所手当以外、日本人元戦犯らが受けた援護措置は受けられず、生活苦から自死を選んだ元受刑者もありました。

今年は日韓国交正常化60年ですが、この問題は日韓会談(1951-65年)でも議題にされず、うやむやにされたまま今日に至っています。一番切実に求められているのは、元戦犯者らの名誉回復です。捕虜虐待の罪を負わされ、刑期も終えたのに、なぜ日本はこれら外国籍の元戦犯に日本人と同等の処遇ができないのか?、日本のために命まで捧げ、人生を大きく変えることを強いられた旧植民地出身の青年たちの無念と特別な労苦を、日本国は認知しないまま、歴史を封印するのでしょうか? 認知しているのであれば、相応の名誉措置がすみやかに取られるべきです。本日、同進会70年の歩みを聞いて、改めて確信しました。

国会と政府がすみやかにこの歴史的な人権問題に向き合い、早急に解決のための措置を講じるよう重ねて強く要請します。当事者側も受け入れを表明した立法解決案がすでに用意されています。「特定連合国裁判被拘禁者特別給付金支給法案」の制定によって、不条理・差別を強いられたままの当事者・遺族を救済するだけでなく、日本国が歴史に向き合い、「人権後進国」と批判されてきた汚名を、遅まきながら返上・克服することを強く願います。

改めて、広く各界・各層のご支持とご協力をつよく訴えます。

2025(令和7)年4月1日

“「同進会」結成70年の歩みを聞き、外国籍BC級戦犯者問題解決法案の早期立法を願う集い”

参加者一同